

ごみ処理広域化促進に対する財政措置の充実

【担当省庁】環境省

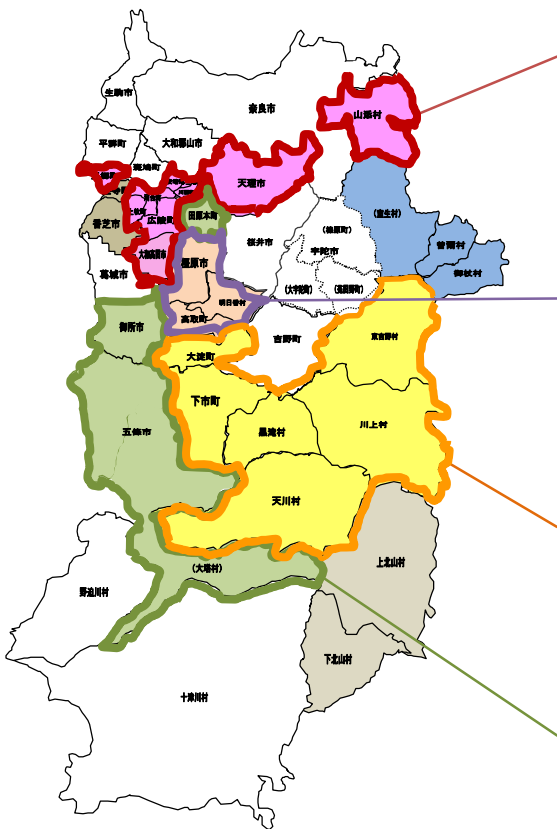
奈良県における取組



循環型社会形成推進交付金を満額交付いただき、ありがとうございました。
ごみ処理広域化に伴う施設整備については、1施設が竣工し、現在2地域において進めております。
引き続き、交付金総額の安定的な確保をお願いします。

1 「奈良モデル（県・市町村連携）」によるごみ処理広域化の促進

ごみ処理広域化の動きが加速化（県内4地域）



山辺・県北西部広域環境衛生組合(H28.4設立)

【大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町】

- ・7施設→1施設（処理規模：約284トン/日）
- ・施設整備にかかる業者選定に着手(R1～)

橿原市・高市郡地域

【橿原市、高取町、明日香村】

- ・「一般廃棄物(可燃ごみ)の処理に関する協定」締結(H30.11)
- ・H31.1月から橿原市の既存施設を活用して広域処理開始

さくら広域環境衛生組合(H28.4設立)

【大淀町・下市町・黒滝村・天川村・川上村・東吉野村】

- ・2施設→1施設(処理規模：約30トン/日)
- ・造成工事に着手(R2～)

やまと広域環境衛生事務組合(H24.8設立)

【御所市・田原本町・五條市】

- ・3施設→1施設（処理規模：約120トン/日）
- ・本体工事(H27～H29)

広域化促進に向けた奈良モデル補助金を新設（H28.4施行）

【ねらい】

- ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上
- ごみ処理の安定的な継続の確保

【補助率】

- 計画・調査費に対する補助
 - ・市町村負担額の1/2
- 施設整備費に対する補助
 - ・起債償還額から交付税を差し引いた額の1/4

国にお願いすること

1 奈良モデル（県・市町村連携）で取り組む「ごみ処理広域化」に対する交付金の交付要件の緩和、解体撤去・中継施設整備に対する支援制度の創設及び交付金総額の確保

（1）「ごみ処理広域化」を推進する過疎地域等に対する交付要件（エネルギー回収率）の緩和

「ごみ処理広域化」は、環境省が提唱する「地域循環共生圏」形成の取組に合致しており、行財政効率の向上及び処理施設等の安定確保に大きく寄与するが、過疎地域等では、広域化したとしても施設が小規模となり、**二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（交付率1/2）の交付要件（エネルギー回収率）**を満たすことができないことから、「**広域化（新規施設整備）**」を条件として、**交付要件の緩和**をお願いしたい。

※本県では、さくら広域環境衛生組合が該当。

（2）ごみ焼却施設の解体撤去及び中継施設の整備に対する支援制度の創設

「ごみ処理広域化」を進めていくには、必然的に既存ごみ焼却施設の解体撤去及び中継施設整備を伴うこととなるため、これら**解体撤去※¹**及び**中継施設整備※²**を**新炉建設に含めた一体的整備**として捉え、それに要する費用について**新たに交付対象**とされたい。

※1 現行は、跡地に新施設を整備する場合の解体撤去費用のみ交付対象

※2 現行は、マテリアルリサイクルに供するものであり、かつ、跡地に新設する場合のみ交付対象

（3）交付金総額の確保

ごみ処理広域化に伴う施設整備（県内2地域で推進中）は、長期事業期間と多額の事業費を要することから、市町村が計画・実施するための**交付金総額の安定的な確保**（**循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金**）をお願いしたい。